補償課（大阪航空局に限る。）
環境・地域振興課
土木課
建築課
機械課

2　前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官及び建築施設保全対策官（大阪航空局に限る。）それぞれ一人を置く。

（管理課の所掌事務）

第十六条　管理課は、空港等の設置及び管理に関する事務（保安部並びに他課並びに空港管理企画調整官及び建築施設保全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（土木課の所掌事務）

第二十二条　土木課は、土木施設に関する工事及び保守に関する事務（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに空港企画調整課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建築課の所掌事務）

第二十三条　建築課は、建築施設に関する工事及び保守に関する事務（空港企画調整課及び建築施設保全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（空港管理企画調整官の職務）

第二十五条　空港管理企画調整官は、命を受けて、空港等の管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（空港企画調整課、空港経営改革調整課、空港安全監督課、土木課及び建築課並びに建築施設保全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建築施設保全対策官の職務）

第二十六条　建築施設保全対策官は、命を受けて、建築施設の保全に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（空港企画調整課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（保安部に置く課等）

第二十七条　保安部に、次の七課並びに航空事業安全監督官、運航審査官、航空機検査官、整備審査官、航空従事者試験官及び交通管制機械設備調整官一人を置く。

技術保安企画調整課
運航課
運用課
管制課
管制技術課
航空灯火・電気技術課
交通管制安全監督課

（運航課の所掌事務）

第二十七条の三　運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航に関する安全の確保に係る監督に関すること（管制課並びに航空事業安全監督官及び運航審査官の所掌に属するものを除く。）。

二　航空機の航行の方法に係る許可及び承認に関すること。

補償課（大阪航空局に限る。）
環境・地域振興課
土木建築課
機械課

2　前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官及び建築調整官それぞれ一人を置く。

（管理課の所掌事務）

第十六条　管理課は、空港等の設置及び管理に関する事務（保安部並びに他課並びに空港管理企画調整官及び建築調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（土木建築課の所掌事務）

第二十二条　土木建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土木施設に関する工事及び保守に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに空港企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

二　建築施設に関する工事及び保守に関すること（空港企画調整課及び建築調整官の所掌に属するものを除く。）。

第二十三条　削除

（空港管理企画調整官の職務）

第二十五条　空港管理企画調整官は、命を受けて、空港等の管理に関する重要事項の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（空港企画調整課、空港経営改革調整課、空港安全監督課及び土木建築課並びに建築調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建築調整官の職務）

第二十六条　建築調整官は、命を受けて、建築施設に関する工事及び保守に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（空港企画調整課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（保安部に置く課等）

第二十七条　保安部に、次の六課並びに航空事業安全監督官、運航審査官、航空機検査官、整備審査官、航空従事者試験官及び交通管制機械設備調整官一人を置く。

技術保安企画調整課
運用課
管制課
管制技術課
航空灯火・電気技術課
交通管制安全監督課

（新設）